

吉賀町風力発電施設の建設に関するガイドライン

(目的)

第1条 本ガイドラインは、本町において風力発電施設を建設するにあたり、事業者が自主的に遵守すべき事項を示すことにより、生活環境の保全及び地域との調和を目指した風力発電施設の建設を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 風力発電施設 風力を電気に変換するための施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備をいう。
- (2) 風力発電施設建設事業 風力発電施設の新設、増設、又は大規模な改修を行う事業をいう。
- (3) 大規模な改修 風力発電施設の変更で、機種の全面的な変更、又は環境、景観若しくは地域住民の生活に大幅な影響を与える変更をいう。
- (4) 事業者 風力発電施設建設事業を実施し、又は実施しようとする個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 国ガイドライン 経済産業省資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」をいう。
- (6) 住宅等 住宅のほか、学校、保育所、病院等の文教施設又は保健福祉施設等をいう。

(対象)

第3条 本ガイドラインは、本町において風力発電施設建設事業を行う場合を対象とする。ただし、小規模のもので、第三者に影響を及ぼさない場合は対象外とする。

2 本ガイドラインの対象区域は、町内全域とする。ただし、本町行政区域に属さない場合であっても本町に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

(町の責務)

第4条 町は、本ガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令、国ガイドライン及び業界団体により策定されている各種ガイドライン等に定めるもののほか、本ガイドラインを遵守し、災害の防止、環境及び景観の保全その他の町民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、風力発電事業建設事業に係る法規制について、関係行政機関と協議し、必要な調整を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、風力発電施設建設事業に関する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、直ちに対処できるよう十分な措置を講ずるよ

う努めなければならない。

4 事業者は、風力発電施設建設事業に関して地域住民から苦情等があったときは、地域住民の理解を得られるよう、これに対応するよう努めなければならない。

5 事業者は、風力発電施設建設事業を廃止し、風力発電施設が不要となったときは、事業区域の原状回復に努めなければならない。

(風力発電施設の建設が認められない区域)

第6条 風力発電施設の建設が認められない区域は、次のいずれかに該当する区域とする。

(1) 住宅等から水平距離で600メートル以内の区域

(2) 最寄りの住宅等において観測される騒音が、騒音に係る環境基準の基準値(昼間55dB、夜間45dB)を超えると推測される区域

(3) 河川への土砂流出等、著しく水質に悪影響を及ぼす可能性が高い区域

(4) その他地域特性等により不適と認められる区域

(風力発電施設建設事業に係る届出)

第7条 事業者は、風力発電施設建設事業を実施しようとするときは、当該事業を計画した段階で風力発電施設建設事業の実施に係る届出書(様式第1号)に関係書類を添えて町へ提出するものとする。

(説明会の開催)

第8条 事業者は、環境影響評価に係る手続きを行う場合は、事業計画その他風力発電施設建設事業の実施に係る事項について、生活環境への影響を受ける範囲であると認められる自治会等の地域住民に対して説明会を開催するものとする。

2 事業者は、前項に規定する説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、地域住民との合意形成に努めなければならない。

3 事業者は、第1項に規定する説明会を開催したときは、地域住民等説明会報告書(様式第2号)に関係書類を添えて町へ提出するものとする。

(環境影響評価に係る手続き)

第9条 事業者は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び島根県環境影響評価条例(平成11年島根県条例第34号)に基づき、必要な続きを行うものとする。

2 事業者は、環境影響評価方法書及び準備書を縦覧に供し、地域住民等から意見を聴取するものとする。

3 事業者は、前項に規定する縦覧により地域住民等から意見書の提出があった場合は、可能な限り評価書に反映させるものとする。

(ガイドラインの見直し)

第10条 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

附 則

本ガイドラインは、公布の日から施行する。